

芸西村耐震改修促進計画(第2期)

令和4年12月

1 計画の位置づけ等	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
2 想定される地震の規模、被害の状況等	1
3 耐震化の現状と耐震改修の目標	1
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	2
(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	2
(2) 役割分担	2
(3) 事業の実施方針	4
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	4
(5) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	4
(6) 現在実施している支援策	4
(7) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	4
5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	5
(1) 窓ガラスの落下防止対策	5
(2) 大規模建築物における天井崩落対策	5
(3) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	5
(4) ブロック塀の倒壊防止対策	5
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	6
(6) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	6
6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	6
(1) 地震防災マップの作成・公表	6
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	6
(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	6
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	6
(5) 自主防災組織等との連携	7
7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項	7
(1) 耐震改修促進法による指導等の実施	7
(2) 指導・助言の方針	7
(3) 指示の方針	7
(4) 公表の方針	7
(5) 建築基準法による勧告又は命令等の実施	7
8 その他	8
(1) 地震保険の加入促進	8
(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施	8
(3) その他	8

芸西村耐震改修促進計画

「芸西村耐震改修促進計画(第2期)」(以下「芸西村計画」という。)は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満足していない建築物のうち、主として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、村における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

1 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

芸西村計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、国が示した基本方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)を踏まえつつ、『高知県耐震改修促進計画(第2期計画)』を勘案して策定する。

(2) 計画期間

平成29年から令和3年の間は、前計画(平成19年12月策定)を継承した延長期間として、村全体の建築物の耐震診断と耐震改修の促進に取り組んできたが、新たに令和7年度を目標年次とした令和4年度から4年間の期間とし、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取り組みを行う。

なお、社会情勢の変化など、本計画の見直しの必要性が高まった場合には、適宜見直しを行う。

2 想定される地震の規模、被害の状況等

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、100年から150年の間隔で発生するとされており、国の「地震調査委員会」は、2020年1月1日を基準日と算定して、今後30年以内に発生する確率を70～80%と公表した。

村が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに東側にずれた「東側ケース」で、村内全域で震度6強から震度7となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた県の想定においても震度6強から震度7と想定されている。

この想定による死者は約180人(うち、津波による死者が約150人)負傷者数が約200人、建物被害は約460棟となっているが、住宅の耐震化や防災意識を高めるように対策を講じれば大幅に被害を減らすことができるとされている。

表1 南海トラフ地震により想定される被害

	最大クラスの地震・津波(L2)		発生頻度の高い一定程度の地震・津波(L1)	
	現状	対策後	現状	対策後
建物被害 (棟)	460棟	40棟	若干数	—
死者数 (人)	180人	若干数	若干数	若干数
負傷者数 (人)	200人	30人～	20人	若干数

3 耐震化の現状と耐震改修の目標

①住宅

芸西村固定資産税家屋課税台帳による、本村の住宅耐震化の状況を調査によれば、下表のとおり、住宅は1,560戸ある。昭和55年以前の住宅のうち耐震改修を行った住宅は81戸で、新耐震基準が適用となった昭和56年以降の住宅669戸を耐震性があるものとみなした場合、耐震化率は48.07%となる。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化及び空き家の除却等に継続的に取り組んでいく必要があり、高知県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震性が不十

分な住宅を令和7年度までに80%にすることを目標とする。

この耐震化率の目標を達成するためには、令和4年3月末時点で耐震性が不足していると推計される810棟の既存住宅を312棟とする必要があるが、滅失や建替えが一定進むことを見込み、約450棟の耐震改修を実施することを目指す。

表2 住宅耐震化の現状(固定資産税家屋課税台帳令和4年3月末現在)

	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅		住宅数 4④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状耐震化率(%) (令和3年度) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) 令和7年度末
		②	うち耐震済み ③				
合計	669		891	1,560	750	48.07%	80%
			81				

②多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に定める「多数の者が利用する建築物」は、村内に9棟あり昭和56年6月以降若しくは耐震改修工事实施済みの建築物を耐震性があるものとみなした場合、耐震化率は100%となる。

表3 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

建築物用途	棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
学校	2棟	2棟	0棟	100%
体育館(一般公共に供されるもの)	2棟	2棟	0棟	100%
病院・診療所	1棟	1棟	0棟	100%
老人ホーム等	2棟	2棟	0棟	100%
庁舎	1棟	1棟	0棟	100%
ホテル	1棟	1棟	0棟	100%
合計	9棟	9棟	0棟	100%

③耐震診断義務付け対象建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については1棟存在する。建物の倒壊により道路の閉鎖がないように耐震改修の促進に取り組む。

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1)耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

高知県、村、建築物所有者・管理者(以下「所有者等」という。)、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等は、県計画の実施体制も考慮しながら、下記に示す役割のもと、連携を図り、耐震改修を進める。

(2)役割分担

①高知県

高知県は広域的な観点から、庁内又は関係市町村及び関係団体と連携しながら下記の施策を行う。

(ア)県計画の策定

- ・県計画の策定、見直し

(イ)耐震改修等の実施、促進

- ・県有建築物の耐震改修等の計画的な実施
- ・民間建築物の耐震改修等の促進
- ・重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導
- ・耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表

- ・耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定
- (ウ) 技術者養成・把握
 - ・耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握
- (エ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - ・広域的な地震防災マップによる注意喚起
 - ・耐震相談窓口の設置、運営
 - ・所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
 - ・無料の耐震相談窓口の設置、運営
 - ・市町村、自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- (オ) 市町村、建築関係団体との連携
 - ・市町村、建築関係団体との連携体制の構築
 - ・建築関係団体との連携による、耐震改修等に関する技術者の養成
 - ・市町村、建築関係団体への情報提供、技術的支援等

② 芸西村

村は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要であることから、住民、自主防災組織等と連携して下記のことを実施する。

- (ア) 村計画の策定
 - ・村計画の策定、見直し
- (イ) 耐震改修等の実施、促進
 - ・村有建築物の耐震改修等の計画的な実施
 - ・民間建築物の耐震改修等の促進
 - ・重点建築物の耐震改修等の誘導
 - ・耐震診断に対する専門家の派遣や各種補助事業の実施の他、税制優遇措置のための証明等の実施
 - ・避難路等の設定
- (ウ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - ・相談窓口の設置・運営
 - ・所有者等に対する建築物の耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
 - ・自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
 - ・必要に応じた、詳細な地震防災マップの策定による注意喚起
 - ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基にした取り組み(別添資料編参照)
- (エ) 高知県、建築関係団体との連携
 - ・高知県、建築関係団体との連携体制の構築

③ 所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は下記のことを実施する。

- ・自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修・建替の実施

④ 建築関係技術者

高知県、村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として、下記のことを実施する。

- (ア) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - ・所有者等に対する建築物の耐震性向上に関する適切な助言
- (イ) 耐震改修等の実施
 - ・耐震診断・耐震改修等の業務の適切な実施
- (ウ) 技術の向上、研鑽
 - ・耐震診断講習会の受講、登録
 - ・耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

⑤ 建築関係団体

高知県、村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力、中立的な立場から建

建築物の所有者等への適切なアドバイスに加え、所有者等や技術者及び行政等と連携し、下記のことを実施する。

(ア)所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・耐震相談窓口の設置・運営
- ・無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

(イ)技術者の養成

- ・耐震診断・耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施

(ウ)耐震判定業務の促進

- ・四国耐震診断評定委員会の運営

(エ)村との連携

- ・耐震診断・耐震改修等の促進のための高知県、村への協力

⑥自主防災組織等

自主防災活動を通じて、防災知識の普及や地域における災害危険の把握に努める。

- ・住宅の耐震化、家具の転倒防止対策等の学習会の実施
- ・ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検

(3)事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、所有者等が自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

村は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、高知県と連携して所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度などを順次、実施していくよう努める。

また、「芸西村住宅耐震化緊急アクションプログラム」に定める取り組みを実施し、実施状況の把握・検証と必要に応じて見直しを行い、公表しながら進めていく。

(4)地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

地震の発生により窓ガラスや天井といった建物の二次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。

地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化のみならず、これらの二次部材等の耐震化を図る必要がある。このため、村は、高知県と連携し、必要に応じて、安全対策費用の補助や広報等を行い、周知・徹底を図るよう努める。

(5)耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修などについて、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、国の補助事業を活用した助成制度をより一層充実させるよう検討するとともに、負担軽減のための制度などを順次、実施していくよう努める。

(6)現在実施している支援策

村では、木造住宅耐震診断事業を平成 16 年度に創設し、令和 3 年度末までに耐震診断 130 戸を実施している。また、住宅耐震改修設計費補助事業及び住宅耐震改修工事費補助事業を平成 18 年度に創設し、令和 3 年度末までに 81 戸を実施している。

建築物耐震対策緊急促進事業を平成 28 年に創設し、令和 2 年度に耐震診断義務付け建築物の耐震診断を 1 棟実施している。

(7)安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

①所有者等への情報提供(啓発用リーフレットなどの活用)

村は、高知県と連携した耐震に関する講演会の開催、広報による耐震対策事業の紹介などを行い、所有者等に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発するよう努める。

②耐震対策に関する相談の実施

村は、耐震対策に関する所有者等からの問い合わせに対応できるように、担当者による相談を随時、実施するように努める。

③技術者育成

村は、高知県と連携して、耐震診断や耐震改修を行う技術者向けの講習会を実施し、登録された事業者が継続的に技術をレベルアップできる仕組みづくりを行うよう努める。

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1)窓ガラスの落下防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正(昭和 53 年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないよう基準が改正)された。

その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

これを受けて、村は、高知県と連携し、必要に応じて、当該対策に関する広報等を行い、周知・徹底を図るよう努める。

(2)大規模建築物における天井崩落対策

平成 13 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスを取るなどの対策(「大規模建築物の天井崩落対策について(技術基準)」(平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号)が作成された。

その後、平成 17 年 8 月に発生した宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められているところである。

このため、村は、高知県と連携し、必要に応じて当該対策に関する広報等を行い、周知・徹底を図るよう努める。

(3)地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県西北部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、平成 10 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」(国土交通省から委託を受けて(財)日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの)によるエレベーターでの故障は発生しておらず、安全性が確認されていることから、引き続き、村は高知県と連携し、必要に応じて、当該対策に関する広報等を行い、周知・徹底を図るよう努める。

(4)ブロック塀の倒壊防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により多数の死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正されたが、その後も、平成 7 年に発生した兵庫県南部地震や平成 30 年に発生した大阪北部地震等においても死傷者が出るなど犠牲者が後を絶たない状況にある。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故が発生する可能性が高いことから、喫緊の対策を講じる必要がある。

このため、村は、自主防災組織等を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、ブロック塀の撤去及び安全な塀への建替費用の補助を行うなど、危険回避対策を講じるよう努める。

ブロック塀の安全確保が必要とされる避難路は、村民が最寄りの指定避難所まで避難する路線として、村長が定める道路とする。

ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

- ・一般国道及び県道

- ・村道
- ・芸西村津波防災マップに位置付けられた避難路及び注意が必要な箇所

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき定める道路(以下「2号道路」という。)は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる次に掲げる道路とする。

- ・一般国道及び県道
- ・村道
- ・集落道
- ・林道
- ・農道

なお、必要に応じて2号道路の見直しを行う。

(6) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

急傾斜地は土砂災害に対する安全度が低いことから、村は、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等により、その安全度の早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給の推進をするよう努める。

また、既存住宅・宅地においても同事業により、その地域の安全の向上を図るよう努める。

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図(地震防災マップ)の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、村の住宅地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、沿岸部の津波の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断や耐震改修など、建築物の耐震化の相談に適切に対応するため、村は、耐震対策に関する所有者等からの問い合わせに対応できるように、担当者による相談(耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供)を随時、実施するよう努める。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

① 啓発用リーフレットなどの活用

村は、耐震に関する講演会の開催、広報等による耐震対策事業の紹介など、所有者等に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発するとともに、住民への家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止についても啓発するよう努める。

② 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るために、村は高知県と連携して、所有者等に対して、耐震診断、耐震改修の実施を促すよう努める。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、村は、高知県と連携して、リフォームと合わせて耐震改修が行われるよう事例集、講演会等を活用し、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行うよう努める。

(5) 自主防災組織等との連携

南海トラフ地震では、強い揺れや津波により甚大な被害が県内全域で想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

このため、村は、住宅の耐震化、家具の転倒防止等の対策が地域全体での取組となるよう、自主防災組織に働きかけるとともに、積極的な情報提供などにより自主防災活動を支援していくよう努める。

7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

高知県が行う以下の指導・指示等については、村は連携した対応を行い、耐震化の促進に努める。

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなど指導し、耐震診断の結果、耐震性に劣る建築物については、耐震改修等の対策を行うよう指導をすることとする。指導にあたっては、現地調査等を行い耐震化について助言等行うとともに、耐震化に関わる計画や進捗状況についても報告を受けるなどして継続的な指導に努める。

(2) 指導・助言の方針

耐震改修促進法第12条第1項(附則第3条第3項で準用する場合を含む)、第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項の規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、耐震診断・改修の的確な実施が必要な建築物について、所有者・管理者に耐震改修の必要性を説明し、実施に関して相談に応じるなどして耐震診断を促す。

(3) 指示の方針

耐震改修促進法第12条第2項(附則第3条第3項で準用する場合を含む)、第15条第2項及び第27条第2項の規定する建築物とし、耐震診断の指示を行う優先順位は、①災害時に機能確保が必要な建築物、②災害時に要援護者等の利用する建築物、③その他不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物の順に、個々の状況に応じて指示を行う。

また、耐震改修の指示を行う優先順位は、原則「用途」と「耐震性能」を勘案して行う。なお、指導及び助言を行っても、耐震診断や耐震改修を実施せず、その後も協力が見込めない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書等を交付する。

(4) 公表の方針

指示書等に從わず、耐震診断や耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺住民に対して当該建築物の危険性を明らかにする必要がある。

明らかにすることは、指示の実行性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有者・管理者が正当な理由無く指示に從わなかった場合は耐震改修促進法第12条第3項(附則第3条第3項で準用する場合を含む)、第15条第3項、及び第27条第3項の規定に基づき、公表を行う。

(5) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

公表を行った後に、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には次の措置を行う。

①構造耐力上主要な部分の耐震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令。

②損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令。

8 その他

(1) 地震保険の加入促進

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、地震から財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、村は、広報等により地震保険の加入の促進に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、村は、高知県と連携して、判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空屋居住の提供等を行うよう努める。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行うよう努める。

(3) その他

その他必要な事項は別途定める。